

第3次小郡市男女共同参画計画 令和8年度 重点施策

第3次小郡市男女共同参画計画の基本目標2「誰もが安心して暮らせる環境づくり」のうち、以下の2つの施策の方向性を令和8年度重点施策に位置付ける。

① 基本目標2・施策の方向性1 配偶者等からの暴力の根絶

● 暴力の根絶に向けた啓発

- ・広報紙や学習会等を活用してDV防止法やストーカー規制法の周知を進め、DVやデートDV(交際相手からの暴力)の未然防止および根絶につなげる。また、子どもの前でのDV(面前(めんぜん)DV)は、子どもへの心理的虐待に該当し、心身の発達を妨げることになることについて周知を進める。福岡県等と連携し若年層への啓発活動を推進し、暴力を容認しない意識の醸成を図る。(総務課、こども家庭支援課)
- ・ホットライン受託団体との情報交換や市役所への相談などでDVの実態・傾向を把握する。また、「DV被害者等支援庁内連絡会」を開催し、庁内での連携の強化、綿密な情報共有に努め、DV被害者支援につなげる。(総務課)
- ・福岡県が実施する「DVをやめたい方の相談窓口」の周知を行う。(総務課)

● 被害者支援体制の整備

- ・こども家庭支援センターでの子育て相談や母子・父子自立支援員のひとり親相談を通じて、DVの早期発見に努め、適切な支援を行う。(こども家庭支援課)
- ・DVやセクハラ、家庭問題などのさまざまな女性の悩みに対して相談員が対応する、電話相談「おごおり女性ホットライン」を実施する。(総務課)
- ・福岡県配偶者暴力相談支援センター等との連携のもと、一時保護や母子生活支援施設への入所などDV被害者への支援を行う。また、DV被害者の自立につながるよう適切な情報提供・支援を行う。(総務課、こども家庭支援課)
- ・医療関係者や民生委員・児童委員、保育・教育関係者など、配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある機関・団体等と連携を深め、DV防止法や相談窓口などを周知し、被害者の早期発見に努める。(総務課)

②基本目標2・施策の方向性2 生活上の困難や人権課題に対する支援

● ひとり親家庭への支援

・ひとり親家庭の経済的自立を支援するために、ひとり親家庭等医療や児童扶養手当、その他給付金等の支援制度についてきめ細やかな情報提供を行い、円滑に各種手当等を支給する。（こども育成課）

・ひとり親家庭が確実に養育費を受け取り、安心して子育てができるよう、養育費の取り決めを結ぶために要する公正証書等の作成および養育費保証契約の利用に要する費用について補助する。（こども家庭支援課）

・母子・父子自立支援員を中心とした丁寧な相談事業を行うとともに、関係機関と連携し、自立支援につなげる。また、ひとり親家庭の相談窓口や支援制度について、効果的な情報発信を行う。（こども家庭支援課）

● さまざまな状況にある市民に対する支援

・高齢であることに加え、性別により複合的に困難な状況に置かれることがないように、男女共同参画の視点を持ちながら、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、各種サービスを提供し、豊かな高齢者の生活や社会参加を支援する。

（長寿支援課）

・障がいがあることに加え、性別により複合的に困難な状況に置かれることがないように、男女共同参画の視点を持ちながら、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき各種サービスを提供し、障がいのある人の生活や社会参加を支援する。

（福祉課）

・外国人が、性別に関わらず住みよいまちにするために、男女共同参画の視点を持って、各種国際交流事業や多文化共生事業を推進する。また、やさしい日本語によるホームページやSNS等を活用し、外国人への情報提供に努める。（総務課）

・性的指向や性自認に関わらず、あらゆる人が偏見や差別を受けることがないように、性的マイノリティについての理解促進、差別解消に向けた啓発を行う。

（人権・同和対策課）